

## 第 8 期諏訪湖水質保全計画の策定について

水大気環境課

## 1 趣旨

諏訪湖は昭和 61 年に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことを受け、昭和 62 年度以来 7 期 35 年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備、工場・事業場の排水規制、農地からの汚濁負荷量の削減などの施策を行ってきた。

第 7 期諏訪湖水質保全計画から、諏訪湖に関連する計画を一体的にまとめた「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年 3 月）における水質保全に係る具体的な目標や対策の項目として位置づけている。

今後も、国、県、流域市町村、住民、事業者との協働により、総合的かつ計画的に実施できる体制を構築し、生態系の保全を含めた水質保全施策を一層推進するため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、令和 4 年度を初年度とする「第 8 期諏訪湖水質保全計画」を策定する。

湖沼水質保全特別措置法（抜粋）

（湖沼水質保全計画）

第 4 条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」と言う。）を定めなければならない。

## 2 計画の策定項目

- 水質保全計画の計画期間
- 湖沼の水質保全に関する方針
- 湖沼の水質保全に資する事業に関すること
- 湖沼の水質の保全のための規制、その他の措置に関すること
- 流出水対策地区における流出水対策推進計画

## 3 諏訪湖を取り巻く状況、課題

- ・ 近年は全リンが環境基準値を下回り、アオコの減少に伴い透明度が向上するなど水質は改善しているが、COD（化学的酸素要求量）や全窒素は環境基準を達成していない
- ・ 諏訪湖に流入する汚濁負荷量の 8～9 割が、農地、山林、市街地といった非特定汚染源からの流入のため、非特定汚染源の対策が不可欠
- ・ 漁獲量は昭和 40 年代に 500 トンを超える時期があったが、近年は 10～20 トン台で推移
- ・ ヒシの大量繁茂、貧酸素による底生生物への影響、平成 28 年 7 月に発生したワカサギ等の大量死など生態系に関する課題が生じている
- ・ 新たな環境基準である底層溶存酸素量の環境基準類型指定
- ・ 水質的に水浴可であるが、現在水浴は行われていない



諏訪湖水質保全計画、水辺整備計画など  
諏訪湖に関連する計画を一体的なもの  
としてまとめた  
「諏訪湖創生ビジョン」の実現

## 【課題】

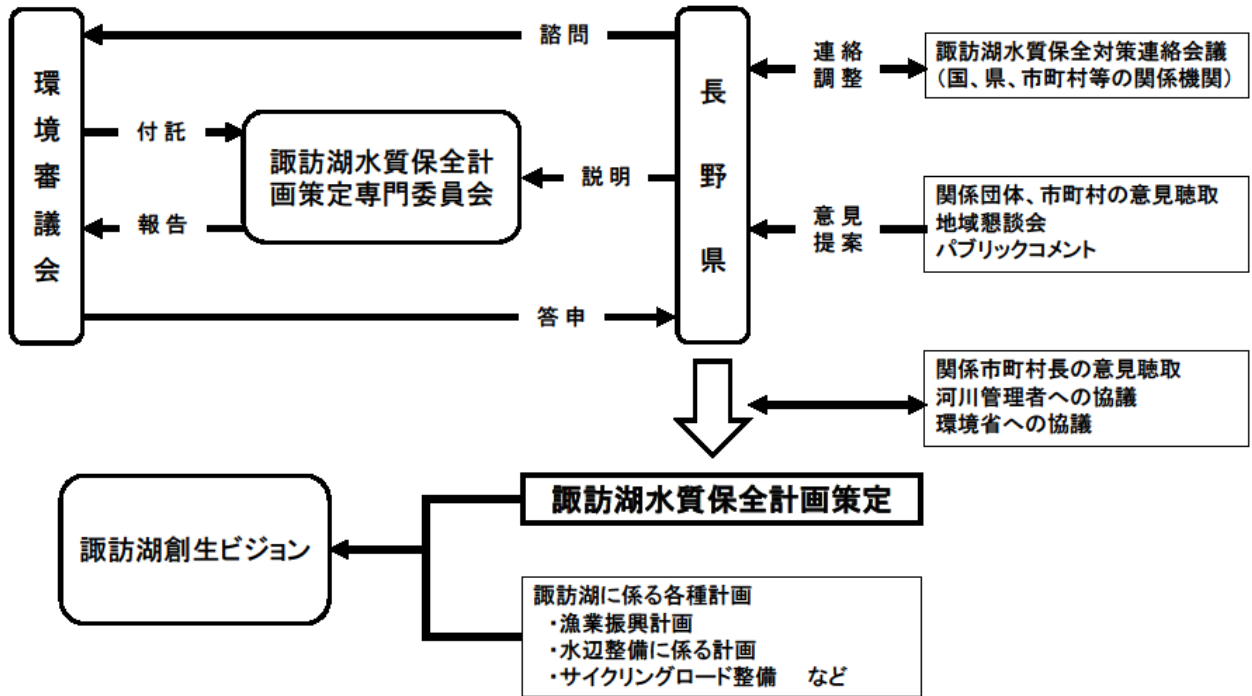
- ・ 非特定汚染源の対策
- ・ ヒシの大量繁茂
- ・ 漁獲量の減少
- ・ 貧酸素による底生生物への影響  
(底層溶存酸素量の環境基準類型指定) 等

## 4 計画の策定効果

- ・ 諏訪湖の水質保全対策を国、県、流域市町村、住民、事業者との協働により、総合的かつ計画的に実施することができる。
- ・ 計画に掲げる目標に向かって、各種事業を総合的に進めることができる。

## 5 計画策定までのスケジュール等

### (1) 計画策定の体制



### (2) 策定スケジュール

	令和4年											令和5年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境審議会	● 諮問							● 中間報告		● 答申				
専門委員会					● 骨子案 の検討		● 素案の 作成	● 答申案 の作成						
諏訪湖水質保全 対策連絡会議					●			●						
意見・提言等の 募集 (HP 等)							● →							
市町村・国との 調整										● 市町村 意見聴取 ・河川管 理者との 協議	● 環境大臣 に協議		● 環境大臣 の同意  策定・公告	

# 湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）と湖沼水質保全計画

## 1 湖沼水質保全特別措置法の体系

- 目的**
- ①湖沼水質保全基本方針の策定
  - ②環境基準の確保が緊要な湖沼に係る湖沼水質保全計画の策定 等

### 湖沼水質保全基本方針【環境大臣】

- ①湖沼の水質保全に関する基本構想
- ②湖沼水質保全計画の策定、流出水対策地区、湖辺環境保護地区の指定、その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

閣議決定

### 湖沼指定の申出【都道府県知事】

関係市町村長の意見聴取

(指定の要件)

- ①環境基準が確保されていないか、確保されないおそれが著しい湖沼
- ②利水状況、水質汚濁の推移等から、特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると国が認める湖沼

### 指定湖沼・指定地域の指定【環境大臣】

都道府県知事の意見聴取

閣議決定

関係市町村長の意見聴取

### 流出水対策地区の指定【都道府県知事】

### 湖沼水質保全計画【都道府県知事】

- ①水質保全計画の計画期間
- ②指定湖沼の水質の保全に関する方針
- ③湖沼の水質の保全に資する事業に関する事
- ④湖沼の水質の保全のための規制、その他の措置に関する事

#### 流出水対策推進計画

- ①流出水対策の実施の推進に関する方針
- ②流出水の水質を改善するための具体的方針
- ③流出水対策に係る啓発に関する事

- ・指定地域の住民の意見聴取
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・河川管理者協議

### 湖辺環境保護地区の指定【都道府県知事】

- ・指定地域の住民の意見聴取
- ・事業実施者、関係市町村長の意見聴取
- ・河川管理者協議

環境大臣の同意

公害対策会議

水質改善に資する植物の採取等の制限

### 水質保全に資する事業の実施

- ・下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備、浚渫等の事業を計画的に実施
- ・流出水対策（雨水地下浸透や貯留施設、農地の水管理の改善や適正施肥の実施等）

### 汚濁負荷削減のための規制

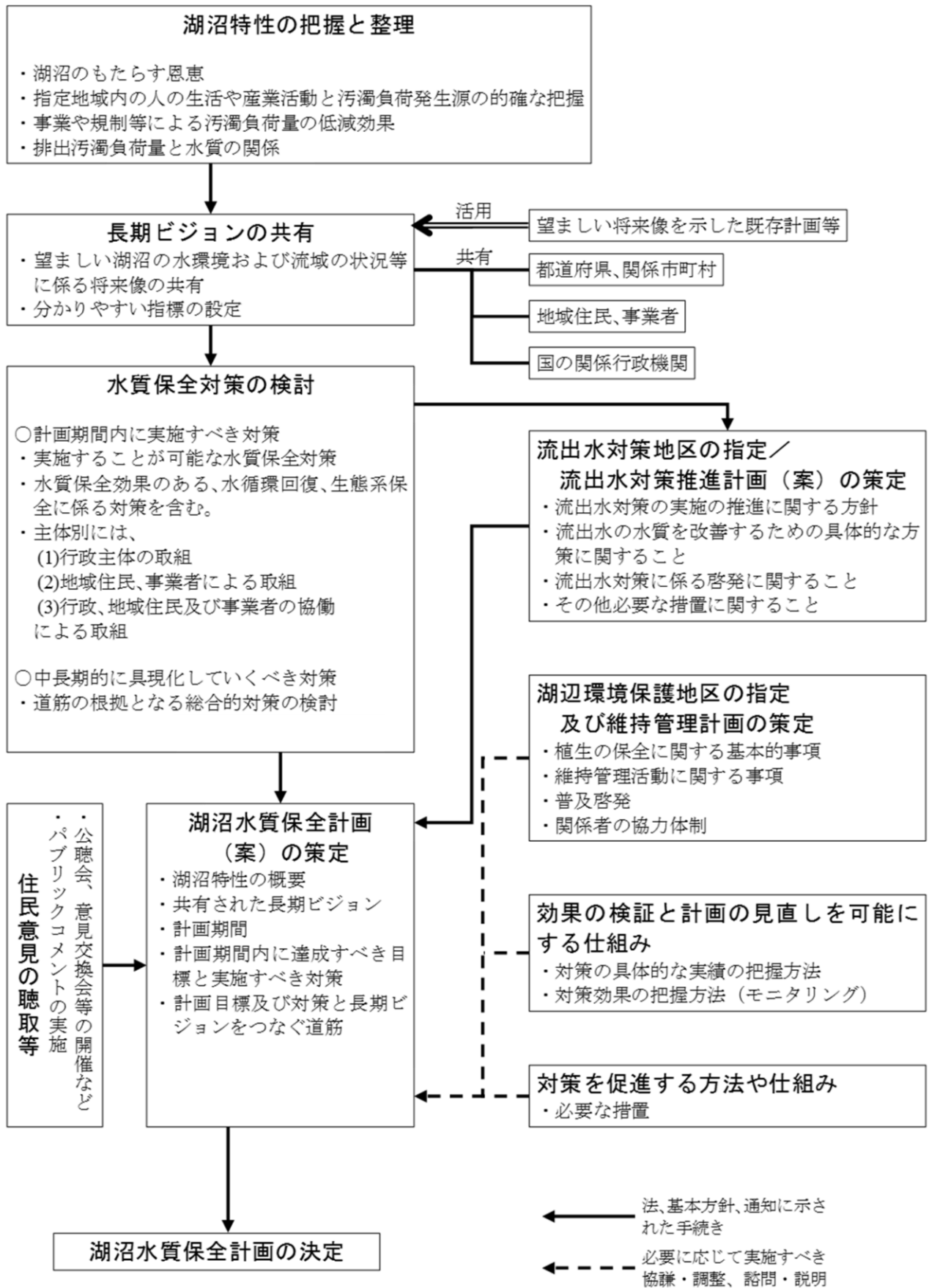
- ①湖沼特定施設に対する汚濁負荷量の規制
- ②みなし指定地域特定施設に対する排水規制【対象：一定規模のし尿浄化槽等】
- ③指定施設、準用指定施設に対する構造、使用方法の規制【対象：畜舎、魚類養殖施設】
- ④（さらに必要な場合）総量規制

都道府県知事の申出等により環境大臣が総量削減指定湖沼を指定

### その他の措置

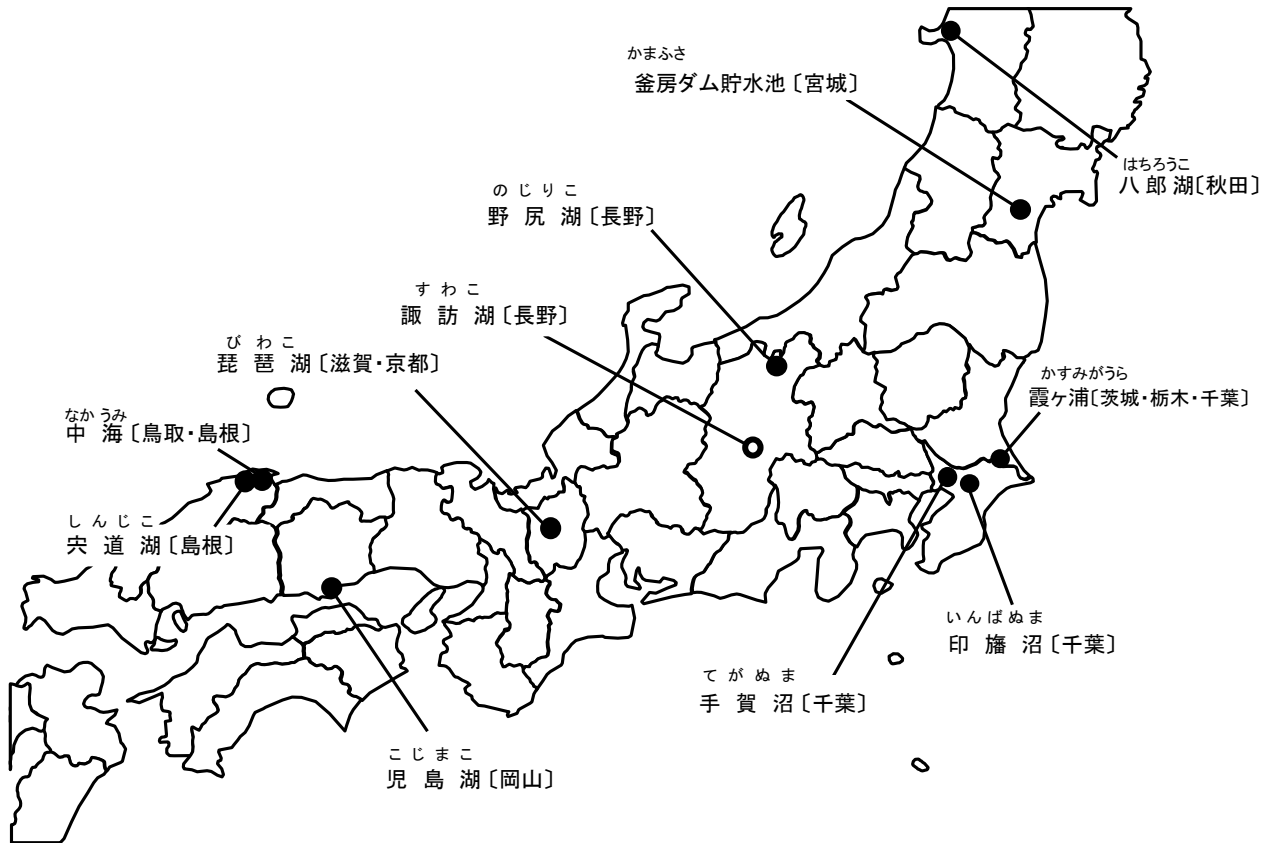
● 法、基本方針、通知に示された手続き

## 2 湖沼水質保全計画の策定フロー



### 3 全国の指定湖沼【11湖沼】

八郎湖（秋田）、釜房ダム湖（宮城）、印旛沼、手賀沼（千葉）、霞ヶ浦（茨城・栃木・千葉）、諏訪湖、野尻湖（長野）、琵琶湖（滋賀）、中海（鳥取・島根）、宍道湖（島根）、児島湖（岡山）



### 4 湖沼水質保全計画策定状況

湖沼名	計画時期（年度）																																																									
	昭和			平成																											令和																											
	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8																	
霞ヶ浦 印旛沼 手賀沼 琵琶湖 児島湖				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期			第8期																																	
釜房ダム貯水池				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期																																				
諏訪湖				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期			第8期																																	
中海 宍道湖				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期																																				
野尻湖							第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期																																				
八郎湖										第1期			第2期			第3期																																										